

令和6年第12回定例会
議案等参考資料

1 議案第 2 号関係

おいらせ町立学校プール使用規則

平成18年3月1日
教育委員会規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町立学校プール（以下「プール」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 プールが設置されている学校の長（以下「学校長」という。）は、常にプールの現状を掌握し、特に水泳者の安全と衛生に注意し、必要があると認めるときは、直ちにおいらせ町教育委員会に報告しなければならない。

(使用期間)

第3条 プールの使用期間は、7月22日から8月23日まで、又は学校長が定めた夏季休業日とする。ただし、必要のある場合は、使用期間を変更することができる。使用時間については、別表に定めるとおりとする。

(使用料)

第4条 プールの使用料は、徴収しない。

(使用の制限)

第5条 プール管理者（以下「管理者」という。）は、共用の場合において必要と認めるときは、使用時間を制限し、変更し、使用者の入替えをすることができる。

(専用の許可)

第6条 プールを専用しようとする者は、7日前に管理者の許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 水着類を着用しない者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者その他管理上不適当と認められる者
- (4) 場内の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがある者
- (5) その他管理上支障があると認められる者

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

プール使用時間

児童 午前9時～午後4時

生徒 午前9時～午後4時

2 議案第 3 号関係

おいらせ町立学校プール管理運用規程

平成18年 3 月 1 日

教育委員会告示第 2 号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町立学校プール（以下「プール」という。）の運用を円滑に行うためにプールの管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 プールの使用は、町民に限る。ただし、外部団体の使用については、学校長が特に認めた場合に限り許可する。

(開設時間)

第3条 プールの開設期間は、原則として夏季休業日とし、使用時間は、平日及び夏季休業日は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、夏季休業日中の使用は、別に定める。

(使用の禁止)

第4条 次の場合は、原則として使用を禁止する。

- (1) 雨天のとき。
- (2) 気温24度以下又は水温21度以下のとき。
- (3) 地域に感染症が発生し、まん延のおそれがあるとき。

(標識旗)

第5条 プール使用可のときは黄色、不可のときは赤色の標識旗を掲げる。

(管理運用)

第6条 プールは、学校長の責任の下に、管理運用の具体的執行に当たる。

(所掌事項)

第7条 主管部は、次の事項を行う。

- (1) プール施設設備の保全、整備及び保健衛生に関すること。
- (2) 平日におけるプール使用可又は不可の決定及び標識旗の掲揚
- (3) 使用許可を得た外部団体に対し、使用上の指導をする。

(監視員)

第8条 プール開設期間における運営には、若干名の監視員を置く。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

3 議案第 4 号関係

おいらせ町立学校プール監視員の任務細則

平成18年 3 月 1 日

教育委員会訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、おいらせ町立学校プール管理運用規程（平成18年おいらせ町教育委員会告示第2号）第8条に規定する監視員の任務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この訓令は、監視員の任務細則と称し、監視員の任務を明確にし、執行を円滑に行うために定めるものとする。

(任務の執行)

第3条 監視員は、学校長の指揮により、その執行に当たるものとする。

(授受)

第4条 監視員は、任務に就くとき、又は任務を離れるときは、学校長へ次のものを授受するものとする。

- (1) 管理棟の鍵
- (2) 監視日誌
- (3) 電気メガホン
- (4) その他特に報告を要するもの

(任務内容)

第5条 監視員の毎日の任務内容は、次のとおりとし、常時行うものとする。

- (1) プール中に浮遊するじんかい処理
- (2) プールサイド及び附属施設の清掃
- (3) プール及び附属施設設備の点検及び清掃
- (4) 水泳する者の生活態度、行動の指導及び注意(水泳者の遵守事項(別表))
- (5) プール用水の汚染状況の点検及び報告
- (6) プール使用可及び不可の判定
- (7) プール使用可及び不可の標識旗の掲揚及び降下
- (8) 消毒殺菌剤の投入
- (9) 汚物の点検及び報告

(水泳時間)

第6条 水泳時間は、おいらせ町立学校プール管理運用規程第3条によるものとし、単位水泳時間は、学校長の指示による。

(旗の掲揚)

第7条 監視員は、プール使用可の時間帯には黄色旗を掲揚し、プール使用不可の時間帯には赤色旗を掲揚するものとする。

(禁止)

第8条 水泳者がシュノーケル、水中眼鏡、時計その他の水泳用具を使用することは禁止する。

(入水の拒否)

第9条 監視員は、水泳困難と思われる身体条件の者又は病弱者若しくは皮膚病と思われる者の入水を拒否するものとする。

(報告)

第10条 プール及び附属設備並びに施設の損傷又は汚損があり、危険と思われるときは、水泳者をその箇所へ近寄らせないように措置するとともに、学校長へ報告するものとする。

(監視)

第11条 監視員は、常に毅然たる態度で監視を行い、事故発生を予防するものとする。

(退場)

第12条 水泳者の遵守事項又は指導注意を守らず、迷惑をかける者の水泳を禁止し、退場させるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

別表(第5条関係)

《水泳者の遵守事項》

1 水泳の禁止事項

- (1) トラホーム、結核、心臓病、皮膚病、病弱者等、水泳に不適当な身体条件にある者は、入水しないこと。
- (2) 赤色旗が掲揚されている場合は、水泳しないこと。
- (3) シュノーケル、水中めがね、耳栓、鼻栓、水かき、時計、オリーブ油その他許可された以外の水泳用具は使用しないこと。
- (4) 更衣室、プールサイド等では、一切はきものはかないこと。
- (5) 食後すぐに入水しないこと。
- (6) 就学前の児童は成人保護者と入水し、1人での入水はしないこと。

2 水泳の順序

(1) 入水前の準備

- ① 水着の他に、タオル、フロシキ、水泳帽(女子)を準備すること。
- ② はきものは、きちんと下足箱に入れること。
- ③ 更衣室へ入り、着替えをし、衣類をフロシキで包み、衣類棚に入れておくこと。
- ④ 用便を済ませておくこと。
- ⑤ シャワー、消毒槽を通り、体を清潔にすること。
- ⑥ プールサイドへ出て、準備運動を十分に行うこと。
- ⑦ 手、足、頭、胸の順序で、体を水でぬらすこと。
- ⑧ 女子は、水泳帽を着用すること。

(2) 入水中の注意事項

- ① 急に飛び込まないこと。
- ② 必ずコースの方向に沿って泳ぐこと。
- ③ 寒さや疲れを感じたら、すぐに水から上がること。
- ④ おぼれたまねをしたり、ふざけたりしないこと。
- ⑤ 危険を感じたり、また、そういう人を発見したら、すぐに大声で、周りの人や監視員を呼ぶこと。
- ⑥ 監視員の指示を素直に聴き、よく守ること。
- ⑦ たん、つば、はな汁などは水中でせず、プールサイドの排水路で処理すること。

(3) 休息中の注意事項

- ① 動きまわらず、休息と体温の保持に努めること。
- ② 直射日光を避けるか、又は体にタオルをかけて休息すること。
- ③ 用便のあとは、必ずシャワー、消毒槽を通ること。
- ④ 飲食物はとらないこと。
- ⑤ 監視員の入水指示があるまでは、勝手に入水しないこと。

(4) 出水後の整理

- ① 整理運動をすること。
- ② 洗眼所、消毒槽、シャワーを通り、体を清潔にすること。
- ③ 着替えは敏速に行い、直ちに外へ出ること。

4 議案第 5 号関係

(1) おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(教育相談員の報酬) 第7条 教育相談員の報酬の額は、基準月額<u>246,300円</u>に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。) (勤勉手当) 第14条の2 略 2～4 略 5 <u>勤勉手当の成績率は、常勤の職員の成績率との権衡等を考慮して別に定める割合とする。</u>	(教育相談員の報酬) 第7条 教育相談員の報酬の額は、基準月額<u>219,700円</u>に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。) (勤勉手当) 第14条の2 略 2～4 略 5 <u>勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u> (1) <u>勤務成績が良好な教育相談員 100分の97.5</u> (2) <u>勤務成績が良好でない教育相談員 100分の86.5以下</u>

(2) おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(勤勉手当) 第12条の2 略 2～4 略 5 <u>勤勉手当の成績率は、常勤の職員の成績率との権衡等を考慮して別に定める割合とする。</u>	(勤勉手当) 第12条の2 略 2～4 略 5 <u>勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u> (1) <u>勤務成績が良好な教育相談員 100分の97.5</u> (2) <u>勤務成績が良好でない教育相談員 100分の86.5以下</u>

改 正 案				現 行			
別表第4（第7条関係）				別表第4（第7条関係）			
職種	号給	基準月額	経験年数	職種	号給	基準月額	経験年数
特別支援教育支援員	1	183,500円	3月未満	特別支援教育支援員	1	162,100円	3月未満
	2	184,600円	3月以上6月未満		2	163,200円	3月以上6月未満
	3	185,800円	6月以上9月未満		3	164,400円	6月以上9月未満
	4	186,900円	9月以上12月未満		4	165,500円	9月以上12月未満
	5	188,000円	12月以上		5	166,600円	12月以上

(3) おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（教育相談支援員の報酬） 第7条 教育相談支援員の報酬は、時給 <u>1,365円</u> とする。	（教育相談支援員の報酬） 第7条 教育相談支援員の報酬は、時給 <u>1,196円</u> とする。

(4) おいらせ町ICT支援員設置要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（ICT支援員の報酬） 第7条 ICT支援員の報酬の額は、基準月額 <u>277,100円</u> に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） （勤勉手当） 第14条の2 略 2～4 略 5 勤勉手当の成績率は、常勤の職員の成績率との権衡等を考慮して別に定める割合とする。	（ICT支援員の報酬） 第7条 ICT支援員の報酬の額は、基準月額 <u>259,900円</u> に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） （勤勉手当） 第14条の2 略 2～4 略 5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が良好な教育相談員 <u>100分の97.5</u> (2) 勤務成績が良好でない教育相談員 <u>100分の86.5以下</u>